

平成 30 年第 3 回松川町議会定例会(第 16 日目)議事日程

平成 30 年 9 月 21 日 午後 3 時 00 分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 町長の報告

報告第 2 号 専決処分事項の報告について

報告第 3 号 専決処分事項の報告について

日程第 2 議案第 11 号 平成 30 年度松川町一般会計補正予算(第 2 回)について

日程第 3 議案第 12 号 平成 30 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 回)について

日程第 4 議案第 13 号 平成 30 年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回)について

日程第 5 議案第 14 号 平成 30 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)について

日程第 6 議案第 15 号 平成 30 年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 回)について

日程第 7 議案第 16 号 平成 30 年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)について

日程第 8 議案第 17 号 平成 30 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算(第 1 回)について

日程第 9 議案第 18 号 平成 30 年度松川町発電事業特別会計補正予算(第 1 回)について

日程第 10 議案第 19 号 平成 30 年度松川町水道事業会計補正予算(第 2 回)について

日程第 11 議案第 20 号 店舗跡建物及び土地の買入れについて

日程第 12 議案第 21 号 松川町教育委員会委員の任命について

日程第 13 松川町選挙管理委員及び同補充員の選挙

日程第 14 請願・陳情の審査

請願 3 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願

請願 4 国の責任による 35 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願

請願 5 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願

日程第 15 発議第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について

日程第 16 発議第 2 号 国の責任による 35 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について

日程第 17 発議第 3 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の提出について

日程第 18 継続審査・調査について

日程第 19 町長あいさつ

閉会宣告

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

窓ガラス他破損による損害賠償の額（富士森公園）について

（専決第4号）

平成30年9月21日 報告
松川町長 深津 徹

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年9月5日

松川町長 深 津 徹

町は、窓ガラス他破損による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 125,334円
- 2 損害賠償の相手方 住所 松川町元大島3034番地2
氏名 佐々木 孝行

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のことについて別紙のとおり専決処分としたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

自動車タイヤ他破損による損害賠償の額（町道境の沢線）について

（専決第5号）

平成30年9月21日 報告
松川町長 深津 徹

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年9月12日

松川町長 深 津 徹

町は、自動車タイヤ他破損による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 33,372円
- 2 損害賠償の相手方 住所 松川町元大島5031番地5
氏名 林 好宏

議案第 21 号

松川町教育委員会委員の任命について

松川町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	
氏 名	
生年月日	昭和 年 月 日生

平成 30 年 9 月 21 日 提出
松 川 町 長 深 津 徹

平成 30 年 9 月 日 意
松川町議会議長 森谷 岩夫

日程第 13

松川町選挙管理委員及び同補充員の選挙

地方自治法第 182 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、松川町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行う。

平成 30 年 9 月 21 日

松川町選挙管理委員 当選人

住 所	氏 名	生年月日

同補充員 当選人

住 所	氏 名	生年月日	補充順位
			1
			2
			3
			4

発議第 1 号

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出
について

地方自治法第 99 条の規定により、関係機関に提出するため主題のことについて、別紙のとおり、意見書の議決を求める。

平成 30 年 9 月 22 日 提 出

提出者	松川町議会議員	松井 悦子
賛成者	松川町議会議員	坂本 勇治
	同	菅沼 一弘
	同	中平 文夫
	同	大蔵 洋
	同	米山 郁子

平成 30 年 9 月 日 決

松川町議会議長 森谷 岩夫

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和 60 年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成 18 年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については 2 分の 1 から 3 分の 1 へ引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな自治体では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成 31 年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 9 月 21 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣 宛

長野県松川町議会

発議第 2 号

国の責任による 35 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の
提出について

地方自治法第 99 条の規定により、関係機関に提出するため主題のことについて、
別紙のとおり、意見書の議決を求める。

平成 30 年 9 月 21 日 提 出

提出者	松川町議会議員	菅沼 一弘
賛成者	松川町議会議員	坂本 勇治
	同	松井 悦子
	同	中平 文夫
	同	大蔵 洋
	同	米山 郁子

平成 30 年 9 月 日 決

松川町議会議長 森谷 岩夫

国の責任による 35 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書(案)

現在の学校や子どもをとりまく様々な課題が増加する中、35 人以下学級の実現など教職員定数の大幅増を求める世論はますます大きいものとなっています。

国においては国民的な強い要求に支えられ、2011 年度義務教育標準法の改定を行い、30 年ぶりに学級定数の引き下げが行われました。しかし、2012 年度は小 2 への 35 人以下学級の拡大は加配対応となりました。2013 年、2014 年とも 35 人以下学級の動きは止められ、2015 年度予算編成では、35 人以下学級推進の概算要求すら見送られました。

長野県では 2013 年度に 35 人以下学級を中学校 3 年生まで拡大し、小中学校のすべての学年において 35 人以下学級となりました。しかし、義務教育法の裏付けがないために財政的な負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により補っていたりするなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、業務の多様化する学校現場で、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応をするためには、小人数学級は欠かせません。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に 35 人以下学級を実現する必要があります。

また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的な負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切です。

以上のことから、豊かな教育をすすめるため以下の点を強く要請します。

記

1. 国の責任において計画的に 35 人以下学級を推し進めるために、義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
2. 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 9 月 21 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣 宛

長野県松川町議会

発議第 3 号

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」
を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、関係機関に提出するため主題のことについて、
別紙のとおり、意見書の議決を求める。

平成 30 年 9 月 21 日 提 出

提出者	松川町議会議員	米山 郁子
賛成者	松川町議会議員	坂本 勇治
	同	菅沼 一弘
	同	松井 悦子
	同	中平 文夫
	同	大蔵 洋

平成 30 年 9 月 日 決

松川町議会議長 森谷 岩夫

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を 近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書(案)

「へき地教育振興法」(昭和 29 年 6 月 1 日法律第 143 号)は、都道府県の任務として(1)「特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究」及び「資料整理」、「教員の養成施設」設置、市町村への「指導、助言又は援助」等、(2)教員及び職員の定員の決定への「特別の配慮」、(3)教員の研修について「教員に十分な機会を与えるように措置するとともに研修旅費その他研修に必要な経費の確保」を規定(第 4 条)しています。また、第 5 条-二-2 は「へき地手当の月額、は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

しかしながら、長野県は 2006 年度より、1 級地のへき地手当率を文部科学省令で定める基準 8%の 8 分の 1 に過ぎない 1%にするなど、大幅な減額をしました。へき地手当の原資は基準に基づいて国から県に交付されており、関東、本県を除く甲信越、北陸、東海すべての都県は、同省令で定める率に準拠し支給しています(現在本県では、地域手当 2%の一律分を加え 1 級地 3%などと、省令基準の 3 分の 1 程度まで回復)。

その結果、へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地校に勤務する教職員が学習資料や教材・教具等を購入するために都市部まで出かけることが困難になったり、経済的負担が増したりしています。文部科学省令で定める率で支給されていた時代には、正規職員が多く年齢バランスが良かった職員構成は、現在では青年層が過半数を占めたり、臨時的任用教職員の比率が倍増したりしています。それは、家族の養育や介護をかかえる中堅層の教職員の場合へき地校への赴任希望を持っていたとしても、経済的負担を考慮して、へき地校赴任を敬遠せざるを得ないからです。こうした状況は、青年教職員のスキルアップという点からも好ましい環境とはいえません。さらには、隣県の臨時的任用職員が、本県へき地校へ応募することを手控えるケースも起きています。

貴職のご尽力により、へき地学校等を取り巻く生活環境・交通事情等が改善されていますが、それ以上に都市部の地域の社会的・経済的・文化的諸条件は向上しており、相対的な格差は一層拡大しているのが実情です。今、へき地手当率の改善が、こうした相対的へき地性への拡大を考慮せずに行われなければ、へき地校での教職員配置を始め、へき地教育にますます大きなゆがみが生じることは必至であり、結果としては本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成にも大きな影響を与えることにもなりかねないことから、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上をはかるため、都市部との格差いわゆる相対的へき地性がいつそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005 年度以前の定率にもどすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 9 月 21 日

長野県知事 宛

長野県松川町議会